

鎌倉市

子育て世帯の生活に関するアンケート調査

報告書

【概要版】

平成30年3月

鎌倉市

1. 調査実施の目的

鎌倉市では、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち」の実現を目指し、子育て支援を推進している。子どもの貧困を含めた子育て世帯の生活状況やニーズなどを把握し、取り組むべき課題や施策の方向性等を分析するため、調査を行った。

2. 調査名・調査対象・調査方法

調査名：鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査

調査対象：平成29年12月1日現在、本市に住民登録があり、平成29年4月1日時点の年齢が18歳未満のお子さん（平成29年4月1日以降に生まれた方も含む）がいる世帯

調査方法：郵送配布・回収

3. 調査期間・回収状況

調査期間：平成30年1月12日（金）～1月31日（水）

回収状況

発送数	回収数	回収率
3,000件	1,530件	51.0%

4. 調査項目

調査項目
1. 家庭について
2. お子さんについて
3. 子育てについて
4. 暮らしの状況について
5. 保護者の状況について
6. 市の子育て支援等について

5. 所得水準の設定について

この調査では、厚生労働省が公表した平成28年国民生活基礎調査（平成27年データ）により算出された国の貧困線を参考に、調査で回答いただいた「世帯のおおよその可処分所得額（手取り収入）」の結果を所得区分1～3に分類し、分析を行っている。

あくまでも本市独自の基準による所得区分の分類の結果であり、国民生活基礎調査とは単純比較ができないことに注意が必要である。なお、基準は次の表のとおりとしている。

＜国民生活基礎調査による方法＞

- 所得額（万円単位で把握）、課税等の額（千円単位で把握）、並びに世帯人員数の情報から「等価可処分所得」を算出し、等価可処分所得の中央値の半分の額を貧困線として定める。（平成27年データによる国の貧困線は、122万円。2人世帯の場合は、173万円となる。）
- 「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整して算出している。

＜本市の調査による方法＞

- 「世帯のおおよその可処分所得額（手取り収入）」については、回答者の負担を軽減するため、設問（問35）において選択肢を設定し、回答を得ている。これを以下のとおり分類して、この調査における可処分所得額の分類をすることとした。

本市の調査票における可処分所得分類

世帯員 人数	国の貧困線の基準 (可処分所得) (平成27年所得)	可処分所得の水準		
		所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	173万円未満	175万円未満	175万円～345万円未満	345万円以上
3人	212万円未満	210万円未満	210万円～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245万円未満	245万円～485万円未満	485万円以上
5人	274万円未満	275万円未満	275万円～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300万円未満	300万円～600万円未満	600万円以上
7人	324万円未満	325万円未満	325万円～645万円未満	645万円以上
8人	346万円未満	345万円未満	345万円～695万円未満	695万円以上
9人以上	367万円未満	365万円未満	365万円～735万円未満	735万円以上

（参考）「所得区分1」（国の貧困線の基準を概ね下回る世帯）の割合

	本市調査からの推計値
18歳未満の子どもがいる世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等	4.9% （約773世帯）
18歳未満の子どもがいるひとり親家庭世帯のうち国の貧困線の基準を下回る世帯の割合等	44.7% （約433世帯）

※ここでは、調査の回答者の世帯のうち、前項の「本市の調査票における可処分所得分類」において「所得区分1」に属する世帯の割合を表している。「国民生活基礎調査」では、世帯に含まれるすべての子どものうち、貧困線以下の等価可処分所得水準で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」（平成24年データでは16.3%、平成27年データでは13.9%）として算出しているが、本市の調査とは母集団、調査手法、調査項目、算出の手法の違いにより、単純に比較することはできないことに留意が必要である。

※世帯の可処分所得水準を問う問35については、無回答が4.0%であった。

6. 調査結果の概要

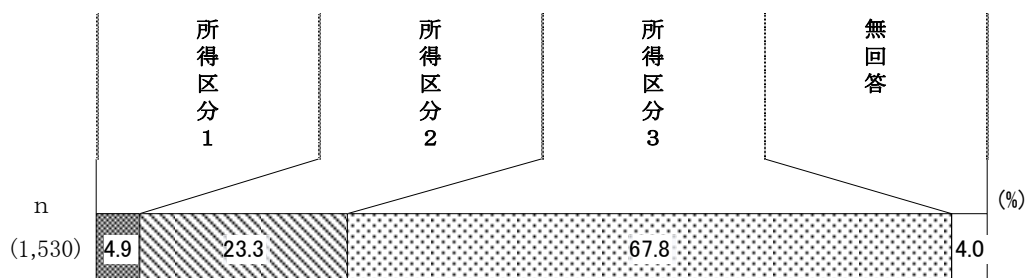
(1) 調査結果を見る上での注意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率（%）の計算は、四捨五入の影響等で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

(2) 経済的困難を抱える家庭の状況

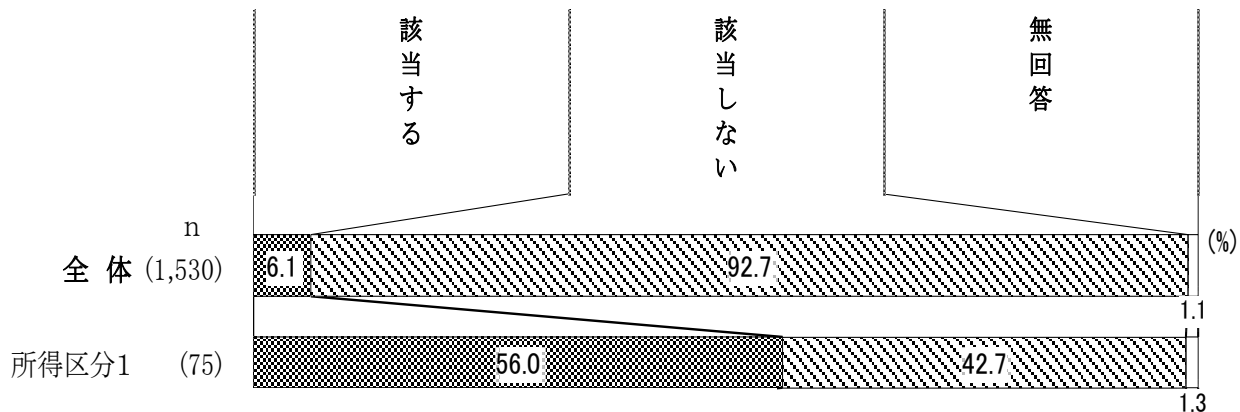
①家庭の状況について

この調査では世帯の昨年1年間のおおよその可処分所得について、選択肢を設け回答を得た。国民生活基礎調査により算出された国の貧困線を参考に、回答結果を所得区分1～3に分類し、分析を行った結果、「所得区分3」が67.8%で最も高く、「所得区分2」は23.3%、「所得区分1」は4.9%となっている。（問35）

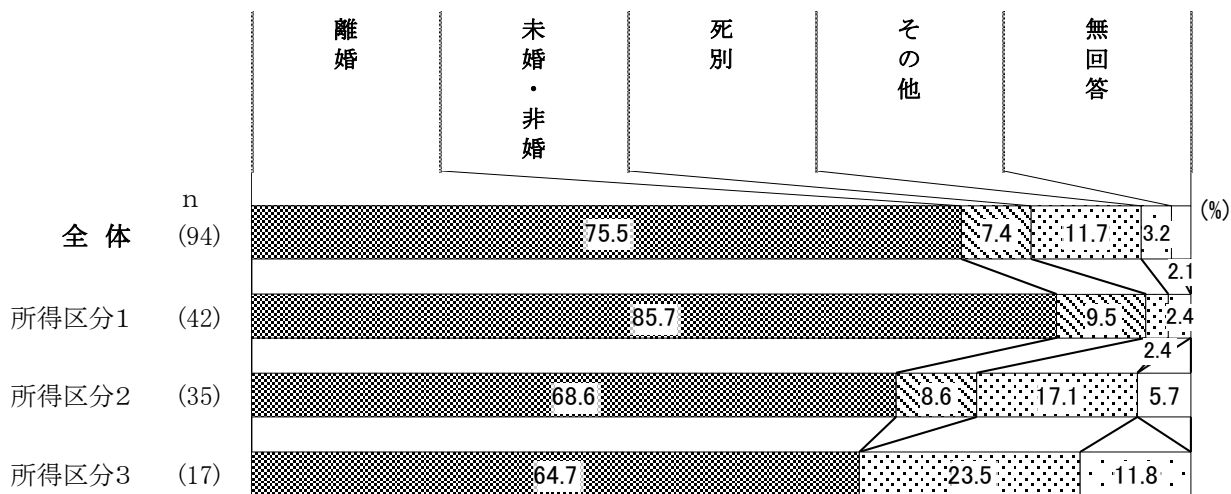


「所得区分1」の家庭（75件）のうち、56.0%が「ひとり親家庭に該当する」と回答している。（問46）

＜ひとり親家庭に＞



ひとり親になった理由としては、「所得区分1」で「離婚」が85.7%と他の所得区分に比べて高くなっている。（問46-2）

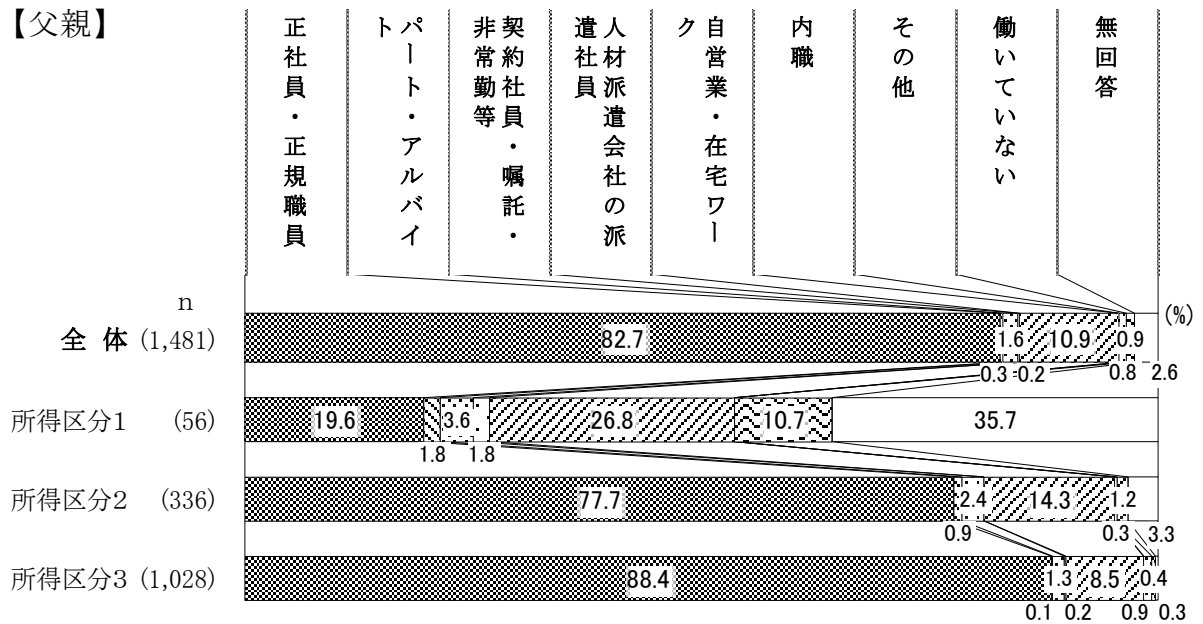


ひとり親家庭（94件）の内訳は、母子家庭89.4%（84件）、父子家庭7.4%（7件）、不明・その他3件（3.2%）となっている。

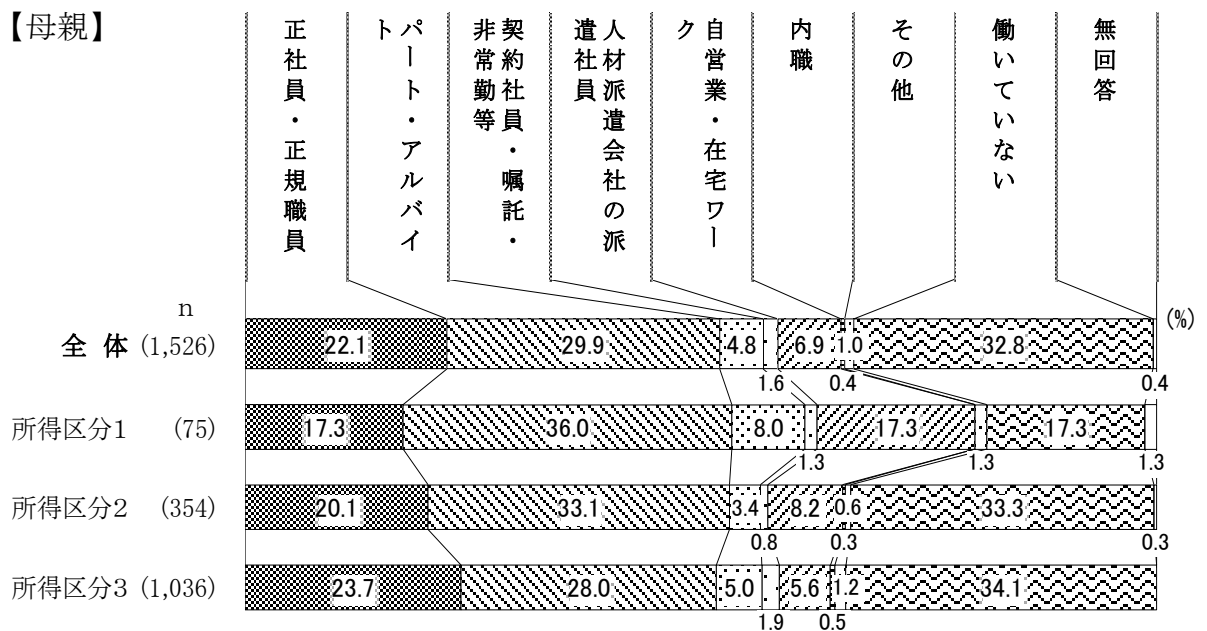
②保護者の就業・生活について

保護者の働き方について、「所得区分1」の家庭の父親は「正社員・正規職員」が19.6%と他の所得区分が8割前後であるのに比べて低く、「自営業・在宅ワーク」(26.8%)、「働いていない」(10.7%) などとなっている。母親は「パート・アルバイト」(36.0%)、「正社員・正規職員」(17.3%)、「自営業・在宅ワーク」(17.3%)、「働いていない」(17.3%) などとなっており、「正社員・正規職員」、「パート・アルバイト」の割合は他の所得区分と比べて大きな差はみられないが、「自営業・在宅ワーク」、「働いていない」の割合の高さに特徴がみられる。(問43)

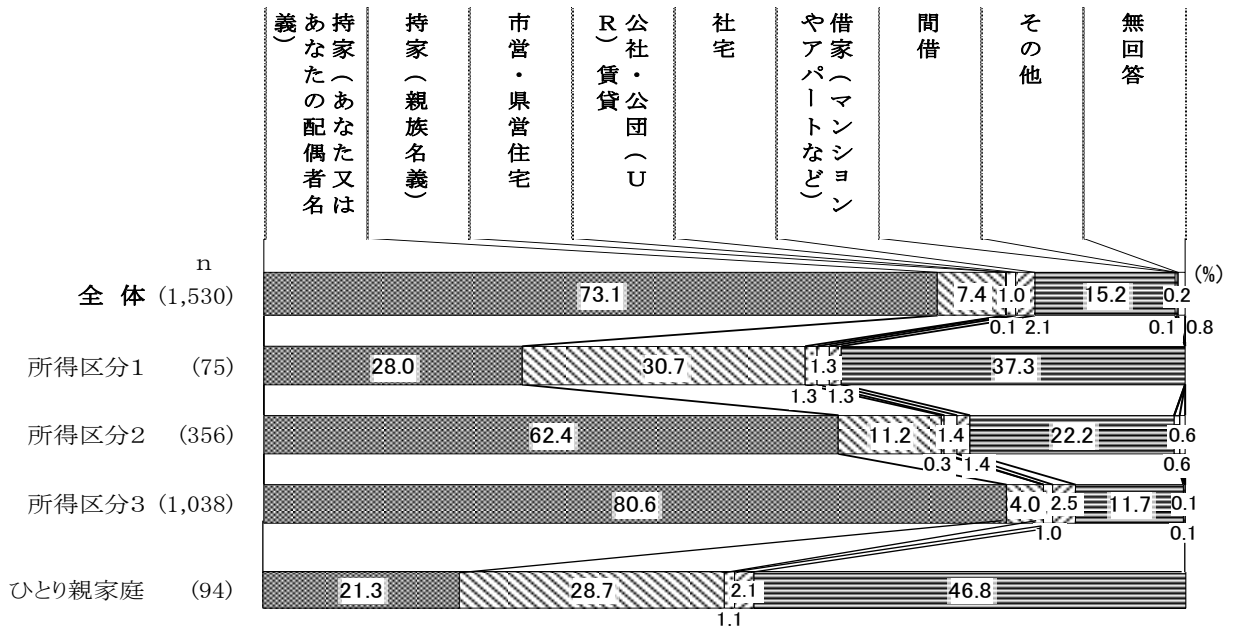
【父親】



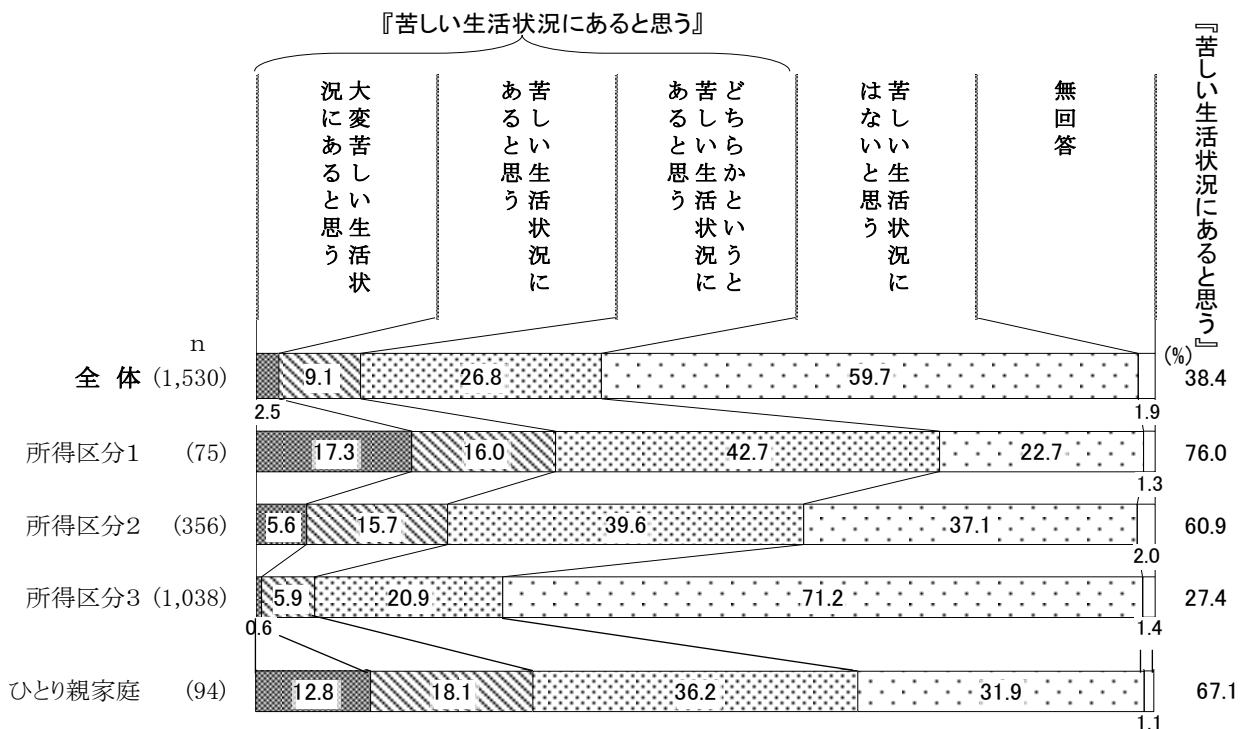
【母親】



「所得区分1」の家庭の住居は、「持家（あなた又はあなたの配偶者名義）」（28.0%）の割合が他の所得区分に比べて低く、「持家（親族名義）」（30.7%）、「借家（マンションやアパートなど）」（37.3%）の割合が高くなっている。ひとり親家庭では、「借家（マンションやアパートなど）」（46.8%）の割合が特に高く、「持家（親族名義）」（28.7%）、「持家（あなた又はあなたの配偶者名義）」（21.3%）の順となっている。（問33）

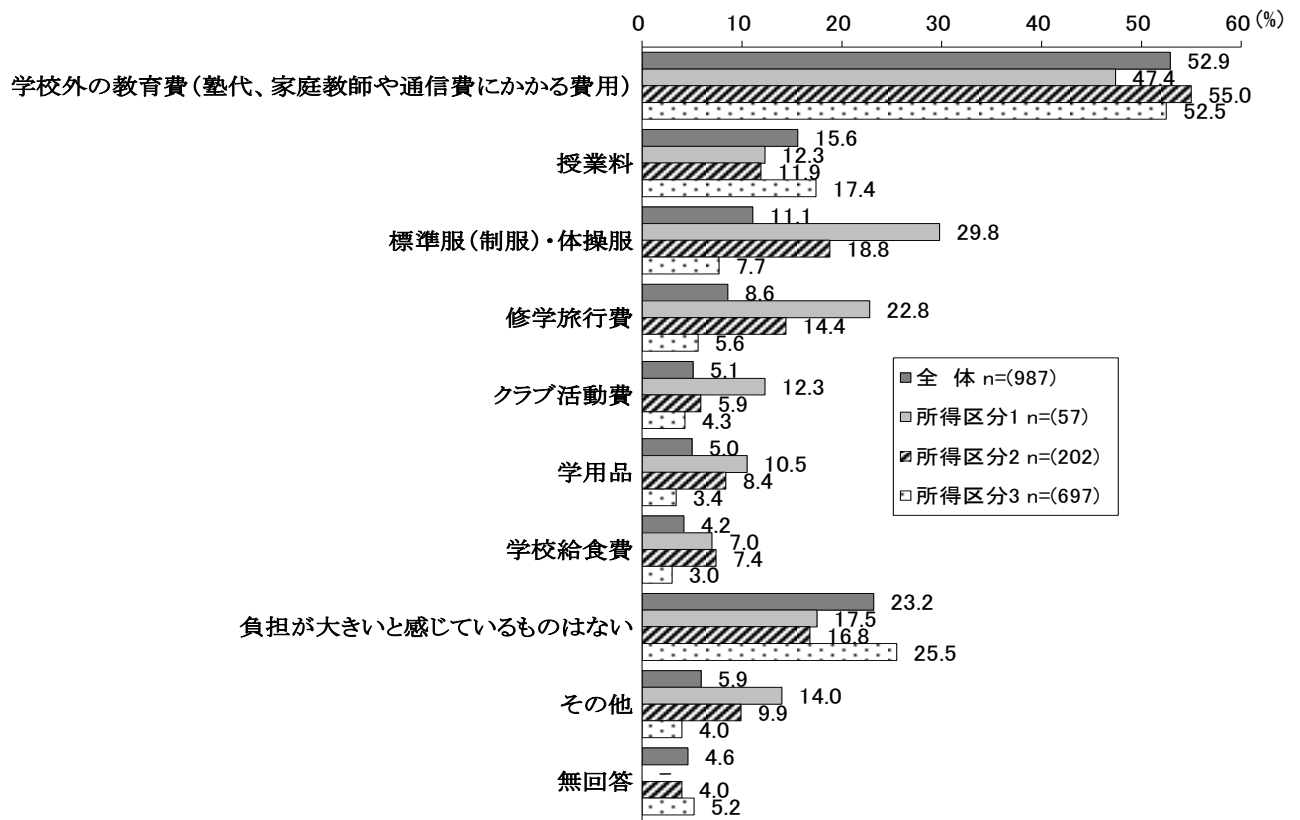


暮らしの状況について、「所得区分1」の家庭では「大変苦しい生活状況にあると思う」が17.3%、「苦しい生活状況にあると思う」が16.0%などとなっている。ひとり親家庭でも、「大変苦しい生活状況にあると思う」が12.8%、「苦しい生活状況にあると思う」が18.1%と苦しい生活状況にある家庭が少なくない。（問41）

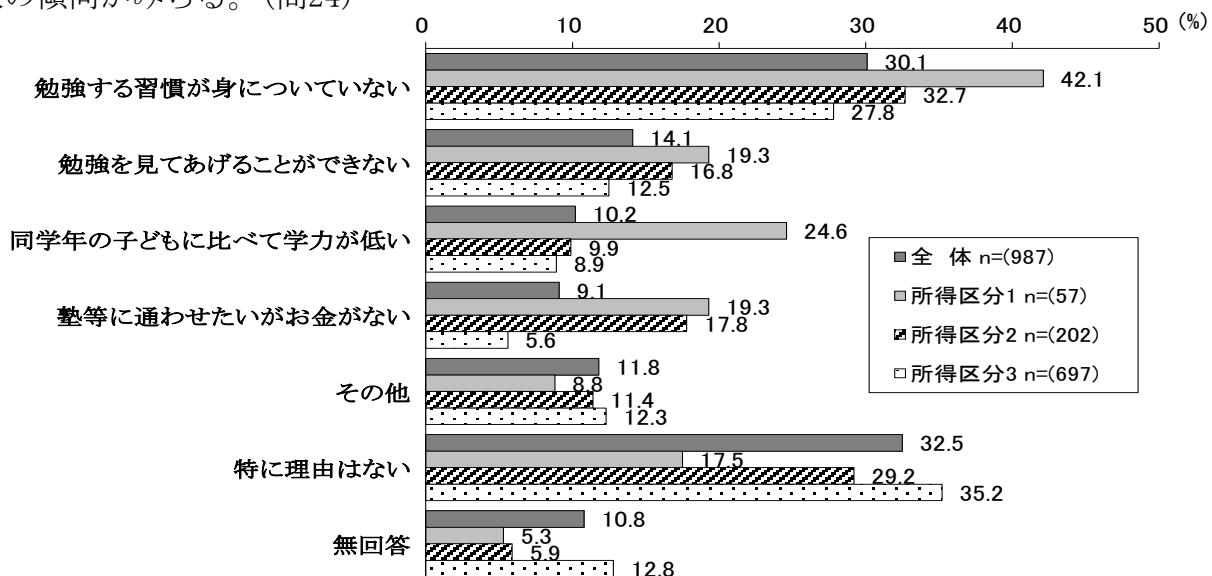


③教育等に関する経済的負担について

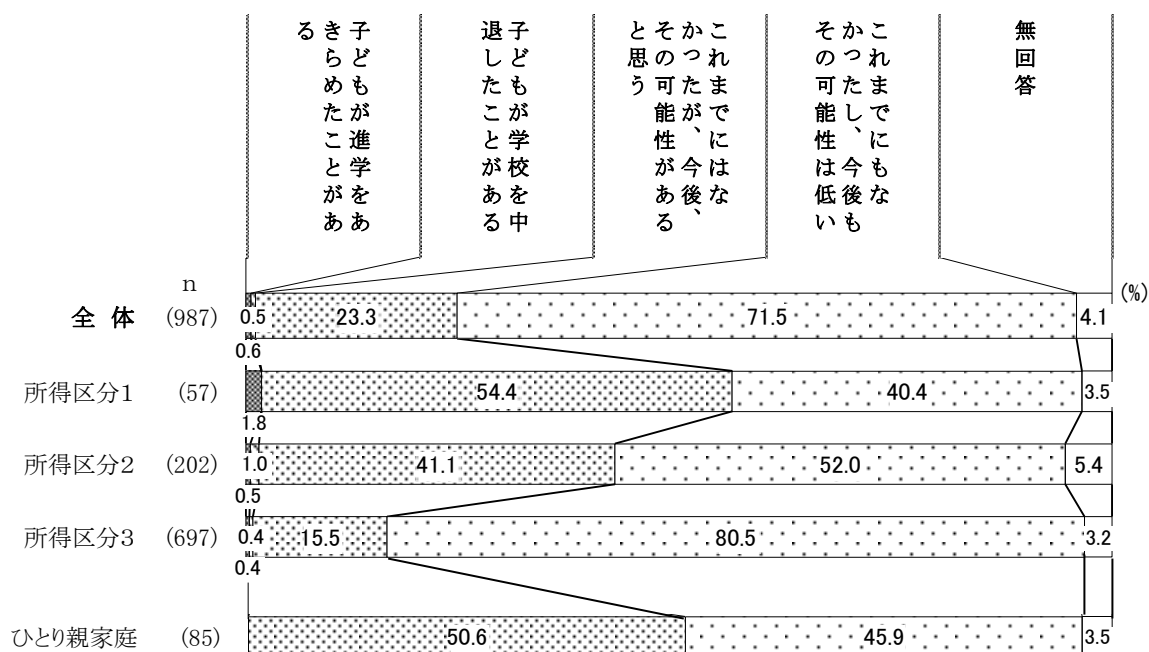
教育にかかる経費で負担に感じるものについて、「所得区分1」の家庭では「標準服(制服)・体操服」(29.8%)、修学旅行費(22.8%)、「クラブ活動費」(12.3%)などが他の所得区分に比べて高くなっており、学校生活に必要なものについても負担を感じている家庭があることが分かる。(問21)



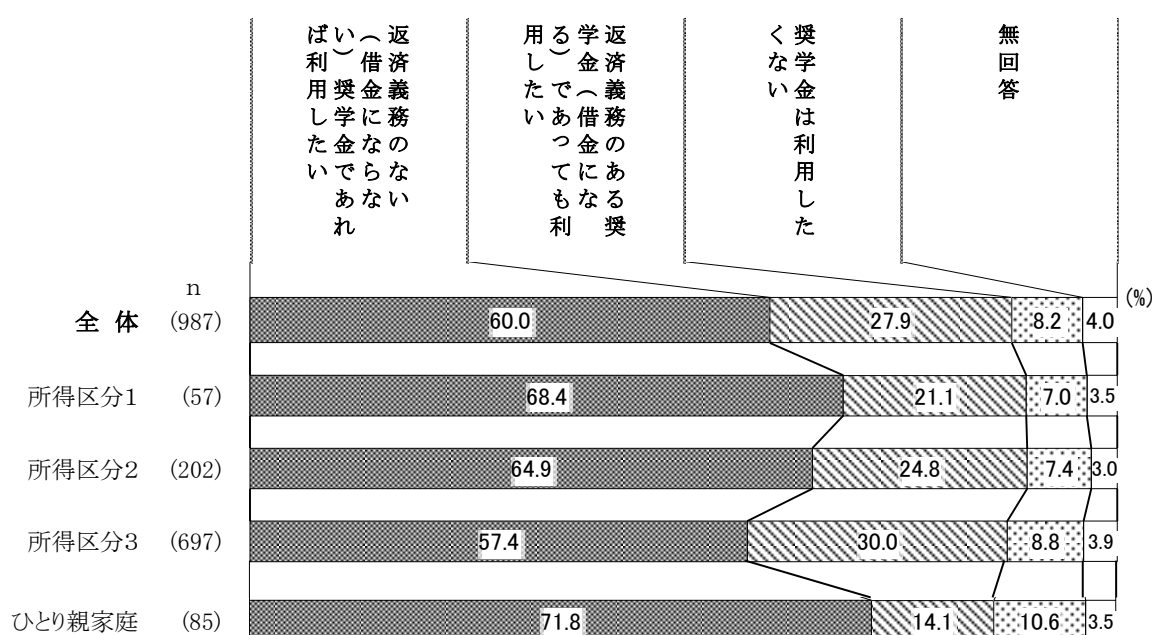
子どもの教育に関する不安について、「所得区分1」の家庭では「勉強する習慣が身についていない」(42.1%)、「同学年の子どもに比べて学力が低い」(24.6%)、「勉強を見てあげることができない」(19.3%)、「塾等に通わせたいがお金がない」(19.3%)などいずれの項目も他の所得区分に比べて高くなっており、学習・教育への不安が高いことがうかがえる。ひとり親家庭でも不安を感じる内容、割合ともに「所得区分1」の家庭と同様の傾向がみられる。(問24)



経済的な理由により子どもが進学を諦めたり、中退した経験については、すでに経験した世帯は少ないが、「所得区分1」の家庭では「これまでにはなかったが、今後、その可能性があると思う」(54.4%)が過半数と他の所得区分と比べても特になくなってきている。ひとり親家庭でも、「これまでにはなかったが、今後、その可能性があると思う」(50.6%)がほぼ半数となっている。(問25)



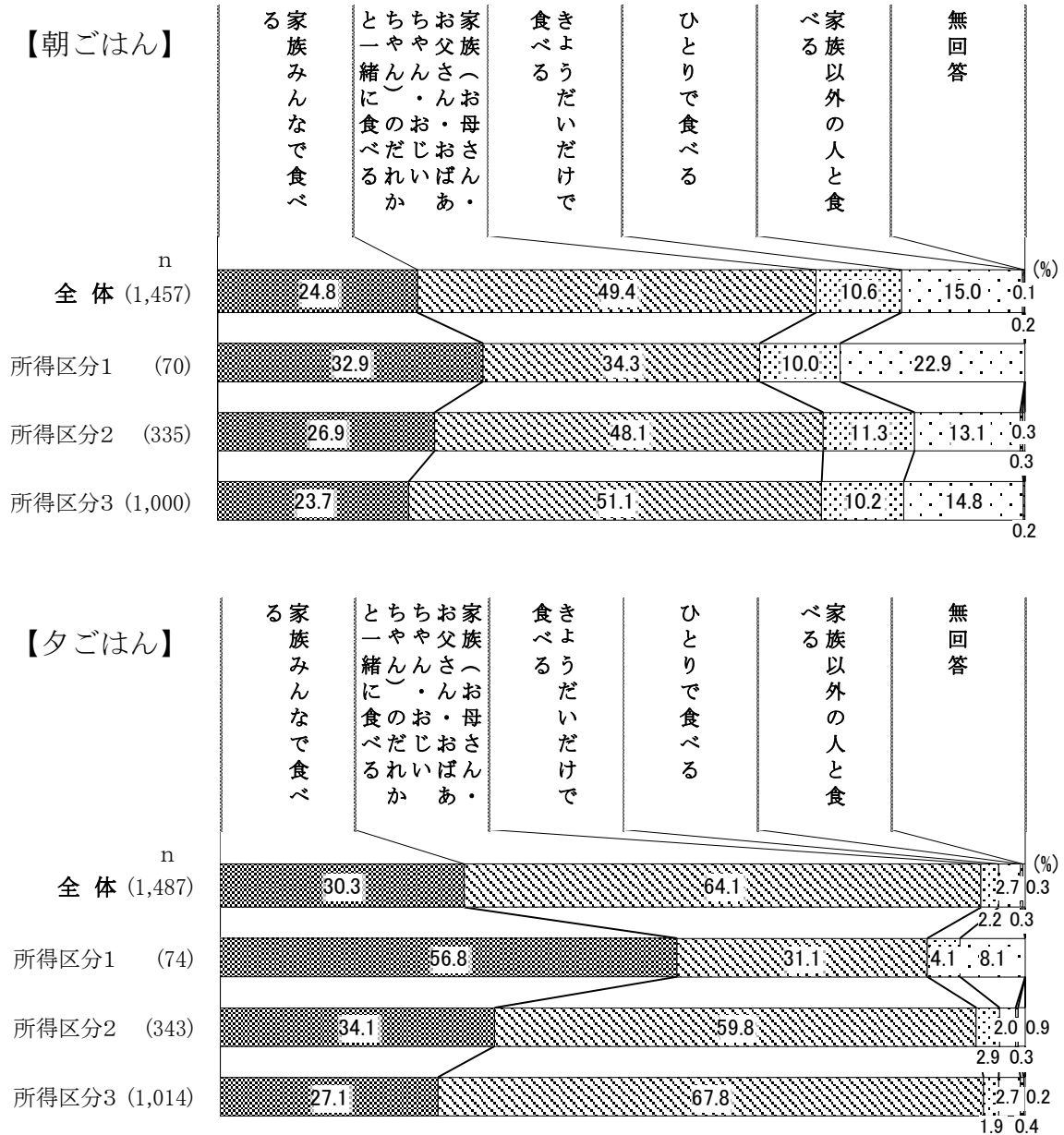
奨学金の利用について、所得区分で大きな差はみられず、「所得区分1」の家庭では「返済義務のない(借金にならない)奨学金であれば利用したい」(68.4%)、「返済義務のある奨学金(借金になる)であっても利用したい」(21.1%)、「奨学金は利用したくない」(7.0%)などとなっている。ひとり親家庭では、「返済義務のない(借金にならない)奨学金であれば利用したい」(71.8%)と利用意向が特に高くなっている。(問26)



(3) 子どもの状況

①生活の基盤形成

食事の状況について、朝ごはん、夕ごはんを「毎日食べる」割合は、所得区分によって大きな差はみられないが、一緒に食べる人については、「所得区分1」の家庭では「ひとりで食べる」の割合が朝ごはん（22.9%）、夕ごはん（8.1%）ともに他の所得区分と比べて高くなっている。（問6）



入浴（シャワーのみの場合も含む）の状況も所得区分によって大きな差はみられない。（問9）

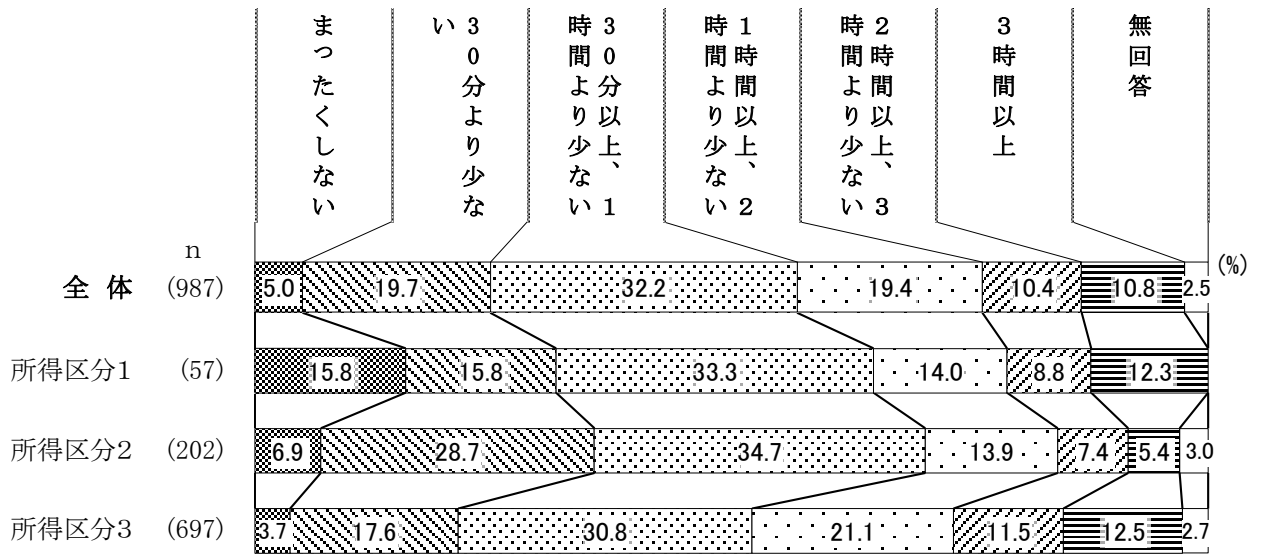
歯磨きの頻度について、「所得区分1」の家庭では「1日3回以上」（5.3%）が他の所得区分と比べてやや低く、「1日2回」（64.0%）、「毎日ほしない」（8.0%）は高くなっている。（問10）

むし歯の状況については、所得区分によって大きな差はみられない。ひとり親家庭では、「むし歯がある（治療中を含む）」（13.8%）がやや高くなっている。（問11）

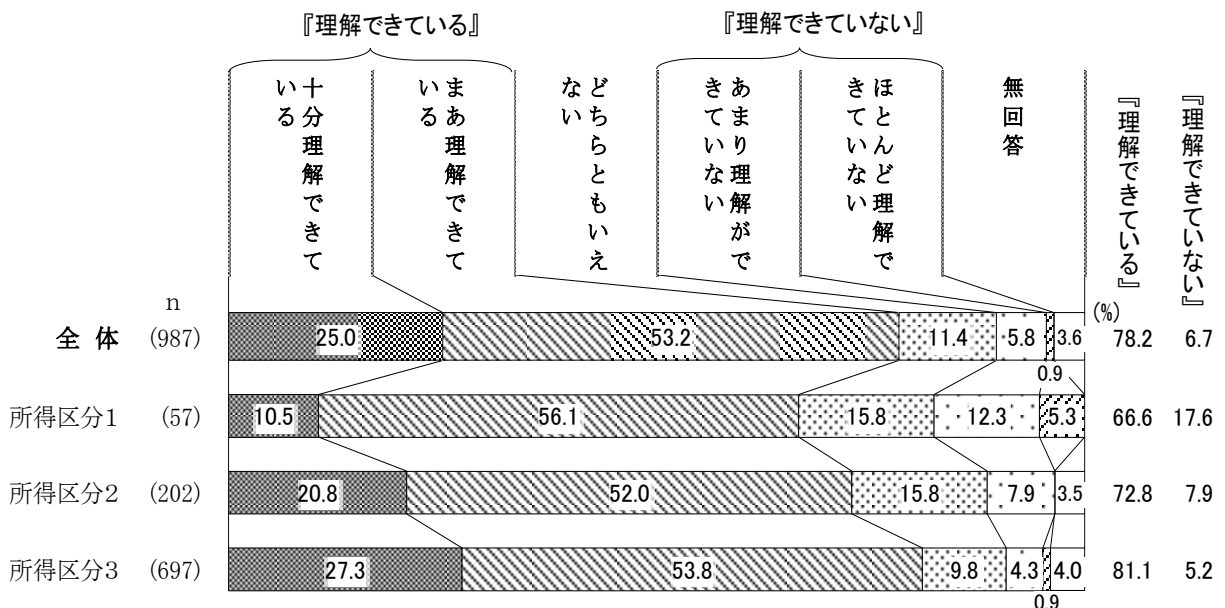
②学び・学習に関する現状・課題

子ども部屋、学習コーナーの有無について、「所得区分1」の家庭では「子ども部屋がある」(57.9%)は「所得区分3」より10ポイント以上低い「所得区分2」とは大きな差がなく、「独立した子ども部屋はないが、その子どもが使える学習コーナーがある」(28.1%)は他の所得区分と大きな差はみられない。一方、「子ども部屋も学習コーナーもない」(14.0%)は他の所得区分と比べて高くなっている。(問14)

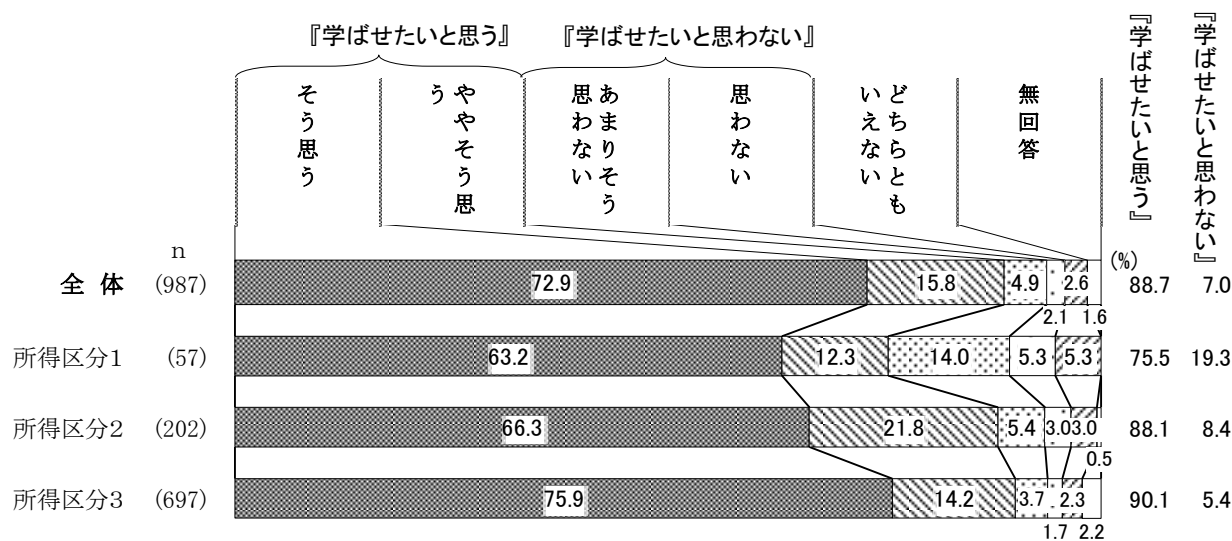
平日の勉強時間について、「所得区分1」の家庭では「まったくしない」(15.8%)が他の所得区分と比べて高くなっている。(問15)



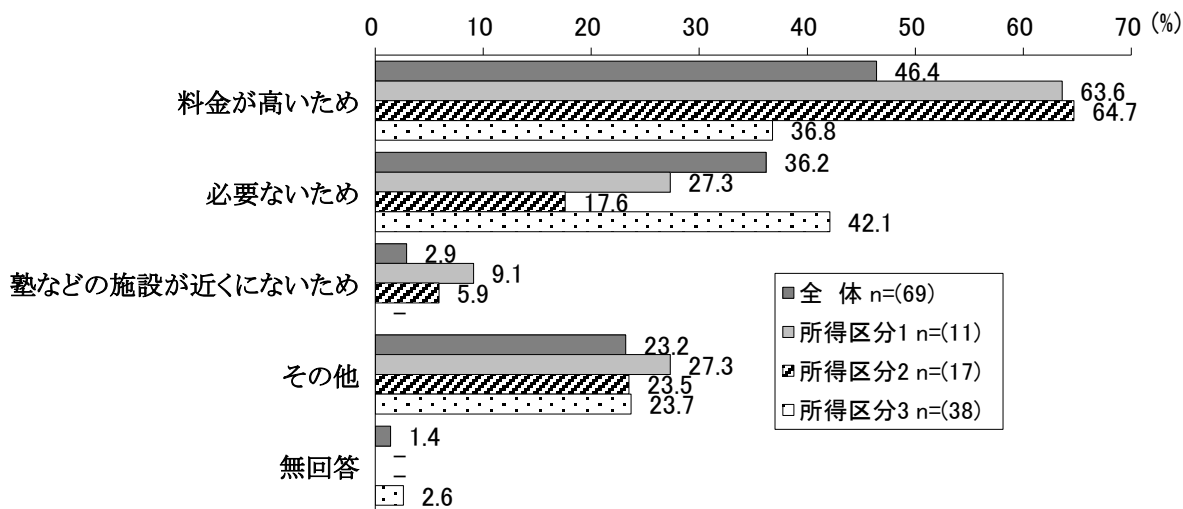
学校での学習の理解度について、「所得区分1」の家庭では『理解できていない』(17.6%)が他の所得区分と比べて高くなっている。(問16)



子どもが通塾を希望した場合の意向について、「所得区分1」の家庭では『学ばせたいと思う』(75.5%)は他の所得区分と比べて低く、『学ばせたいとは思わない』(19.3%)は高くなっている。その理由として、「料金が高いため」(63.6%)が最も高くなっている。(問17～17-1)



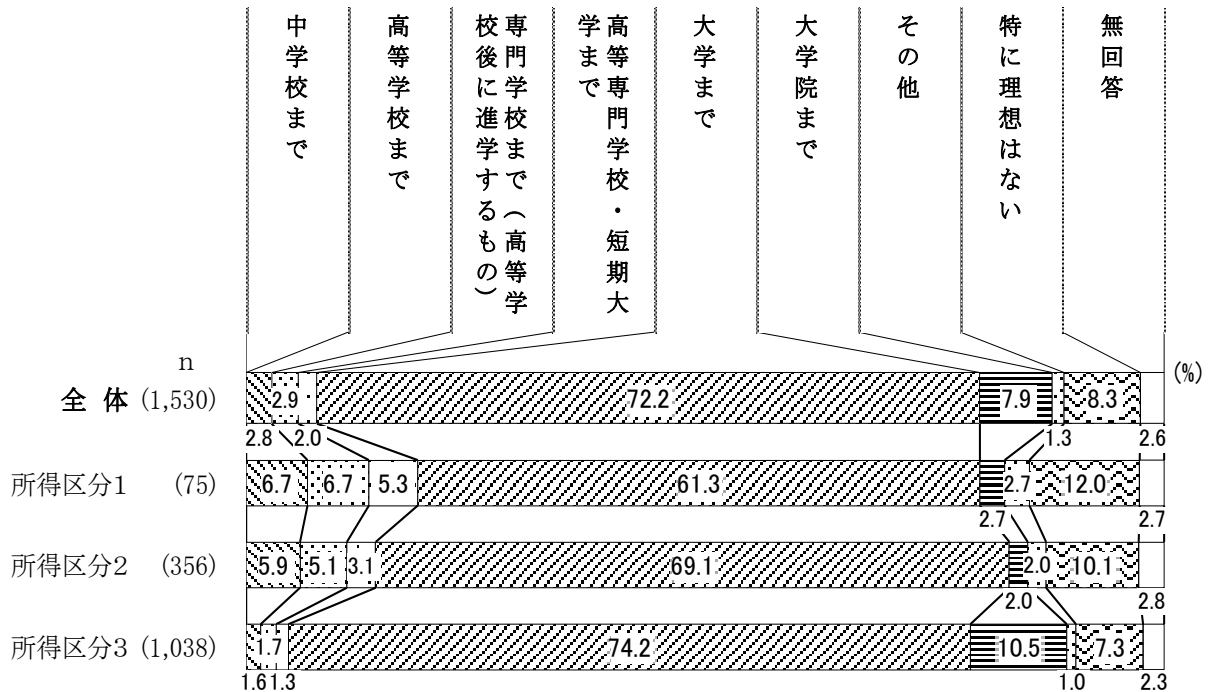
<学ばせたいと思わない理由>



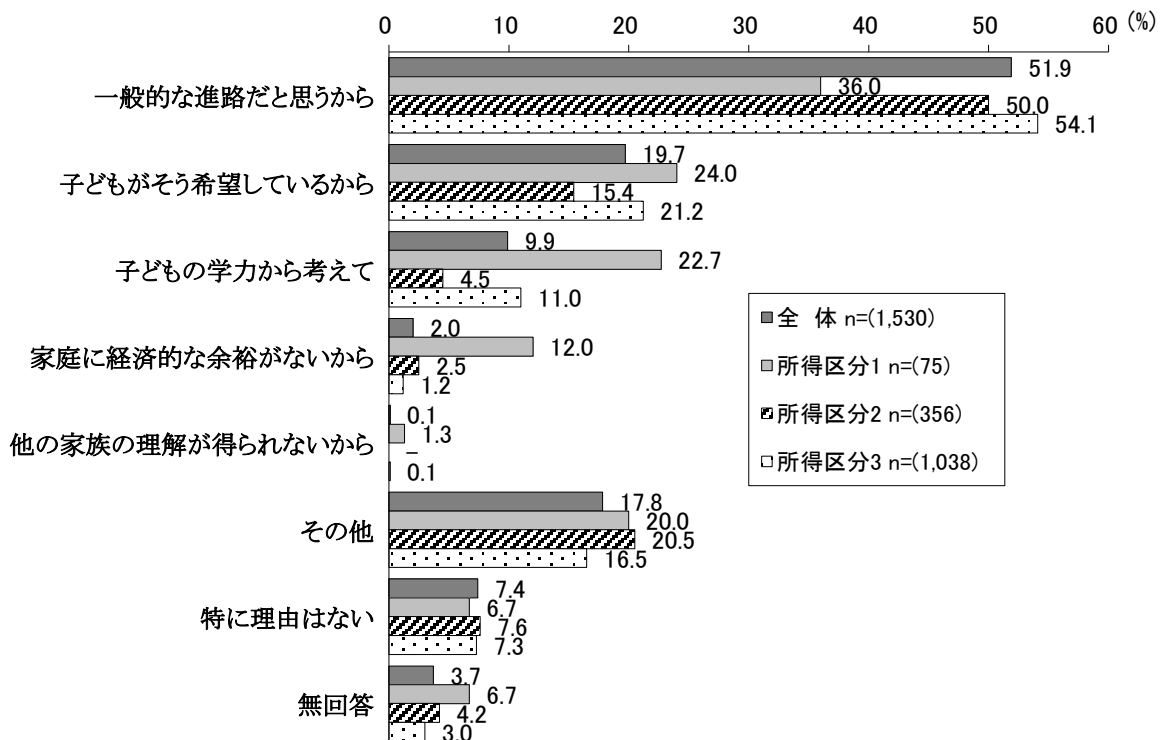
習い事をしていない理由については、「所得区分1」の家庭では「子どもがやりたがらないから」(31.8%)に続いて、「必要性を感じないから」、「経済的に余裕がないから」、「学校のクラブ活動が忙しいから」(22.7%)などが挙げられている。(問18～19)

③進学・自立に関する現状・課題

進学の希望について、「所得区分1」の家庭では「大学まで」(61.3%)以上の割合が他の所得区分と比べて低く、「高等学校まで」、「専門学校まで(高等学校後に進学するもの)」、「高等専門学校・短期大学まで」がやや高くなっている。(問22)



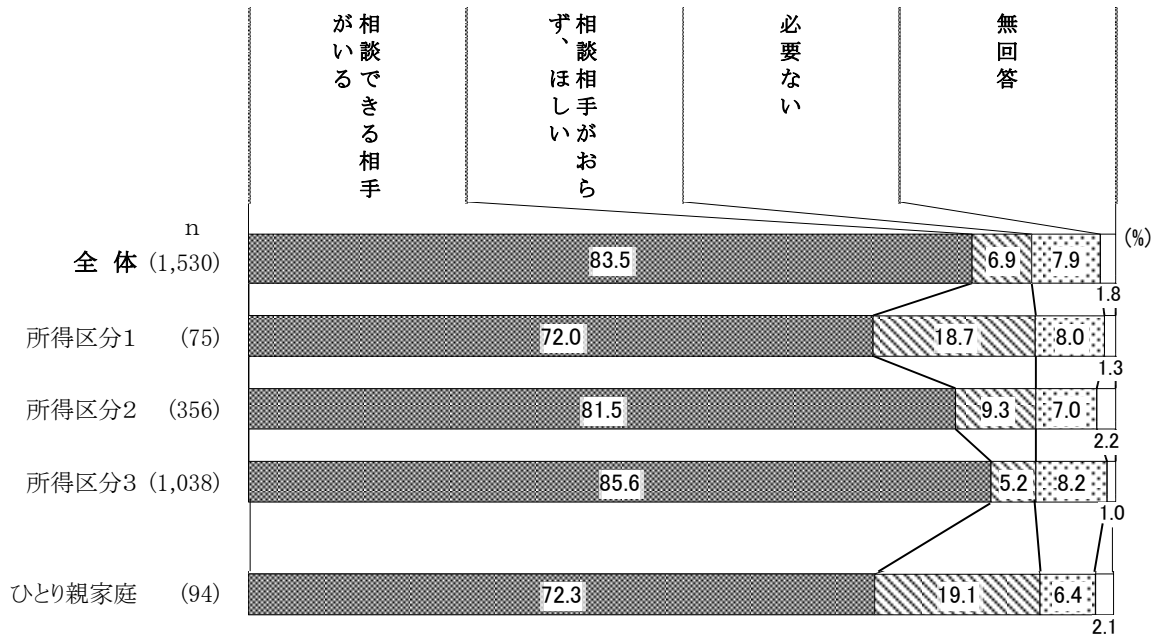
進学希望の理由について、「所得区分1」の家庭では「子どもがそう希望しているから」(24.0%)、「子どもの学力から考えて」(22.7%)、「家庭に経済的な余裕がないから」(12.0%)などが他の所得区分と比べて高くなっている。(問23)



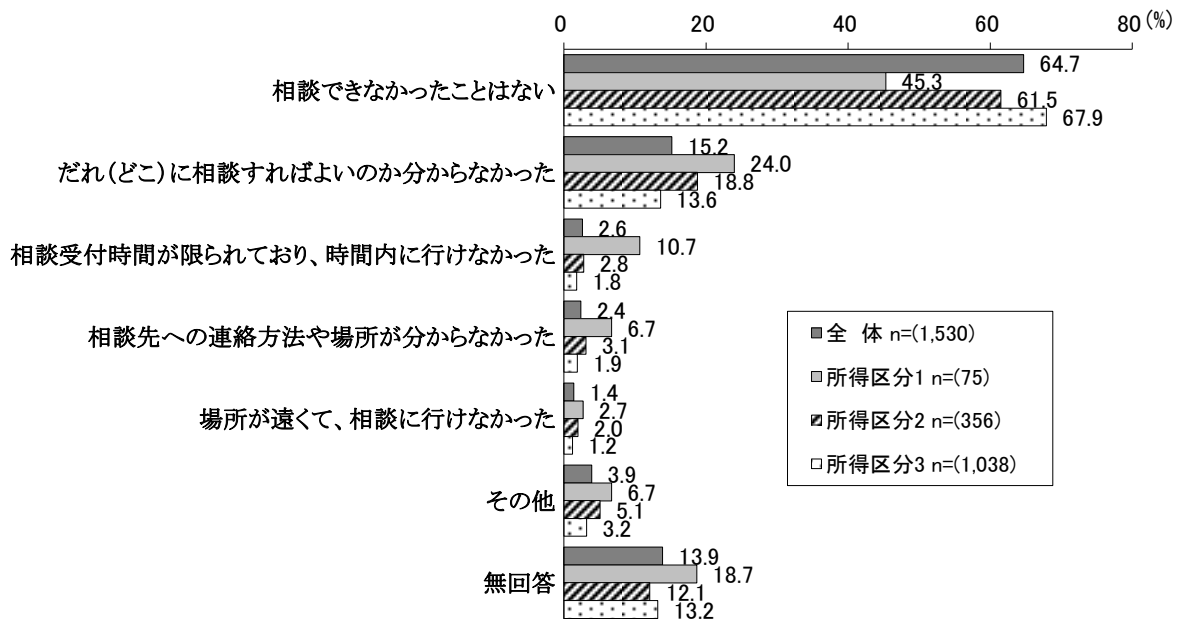
(4) 経済的困難を抱える家庭や子どもの支援ニーズについて

①保護者の社会的孤立や不安について

子育てに関する悩み事を相談する相手について、「所得区分1」の家庭では「相談できる相手がいる」(72.0%)が7割以上であるものの、「相談相手がおらず、ほしい」(18.7%)が他の所得区分と比べて高くなっている。ひとり親家庭では、「相談相手がおらず、ほしい」(19.1%)が「所得区分1」の家庭と同様に2割近くとなっている。(問48)

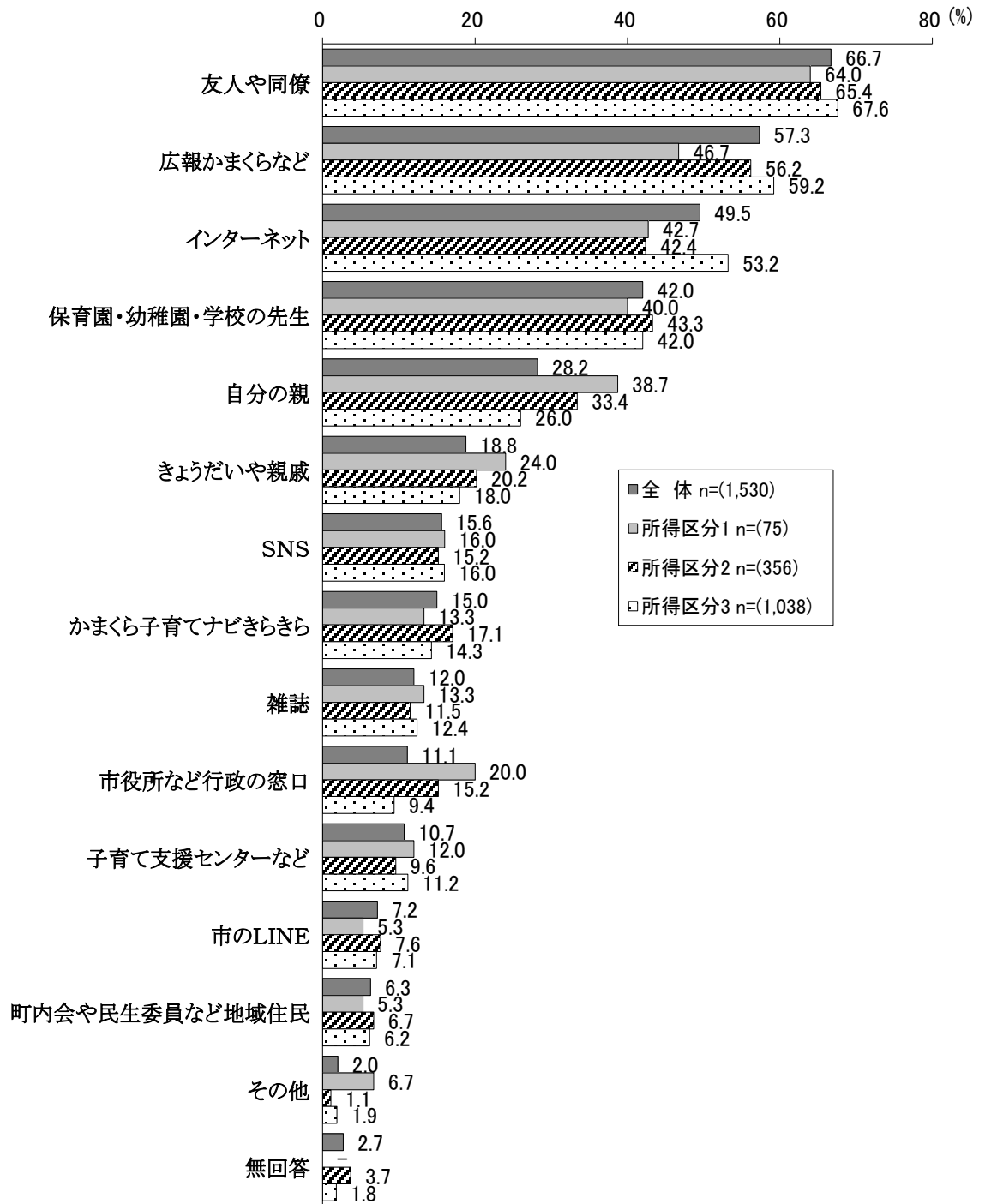


子育てに関する悩み事を相談できなかったことが「ない」割合は、「所得区分1」の家庭では45.3%と他の所得区分と比べて低く5割台の家庭が相談できなかったことがあることになる。その理由として、「だれ(どこ)に相談すればよいのか分からなかった」(24.0%)、「相談受付時間が限られており、時間内に行けなかった」(10.7%)、「相談先への連絡方法や場所が分からなかった」(6.7%)が挙げられている。ひとり親家庭でも「所得区分1」の家庭と同様の傾向がみられる。(問49)



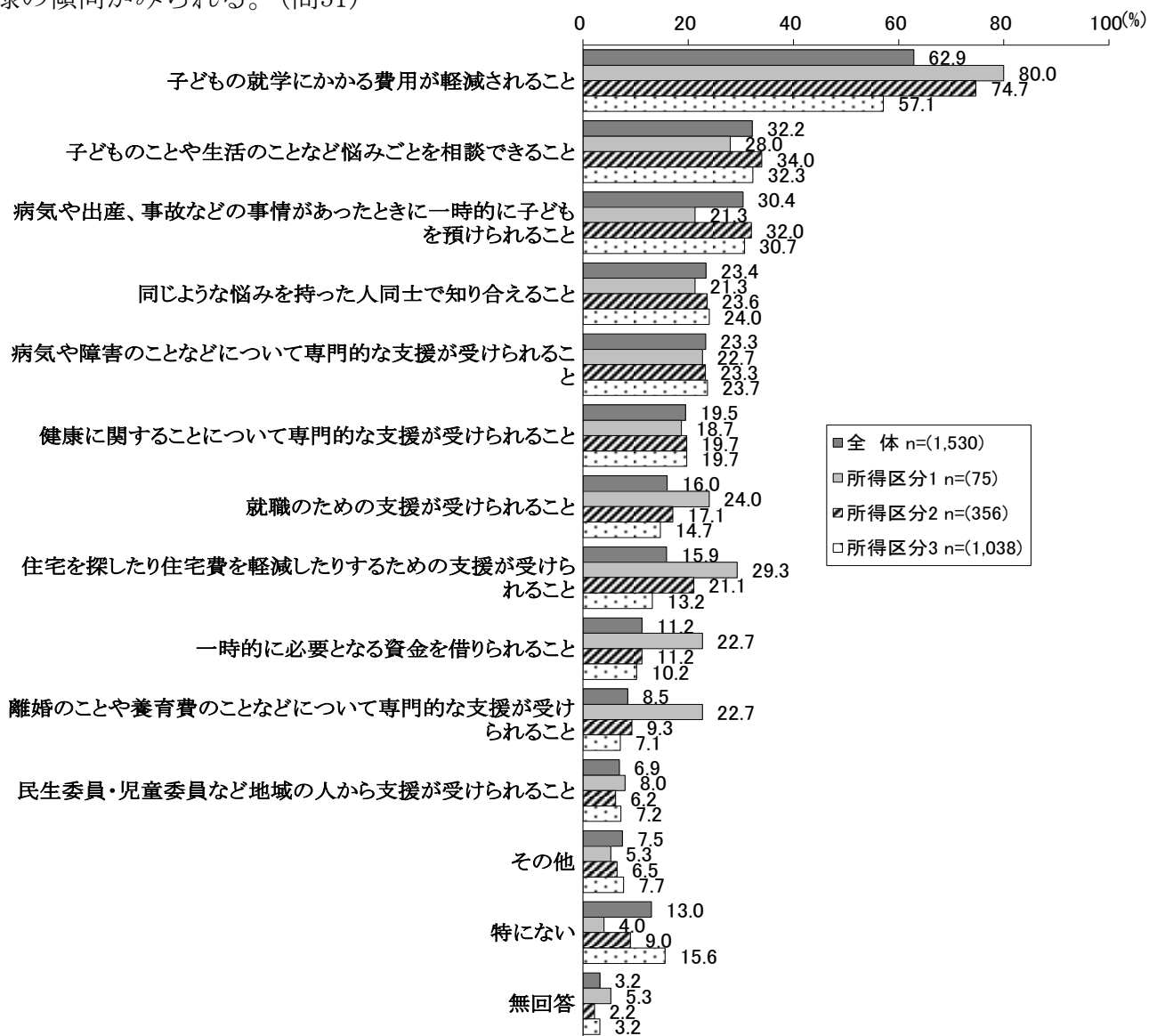
②支援ニーズについて

子育てに関する情報の入手先について、「所得区分1」の家庭では他の所得区分と同様、「友人や同僚」、「広報かまくらなど」が上位に挙がっている。特徴的な結果としては、「自分の親」(38.7%)、「きょうだいや親戚」(24.0%)のほか、「市役所など行政の窓口」(20.0%)が他の所得区分と比べて高くなっている。ひとり親家庭でも「所得区分1」の家庭と同様の傾向がみられる。(問47)

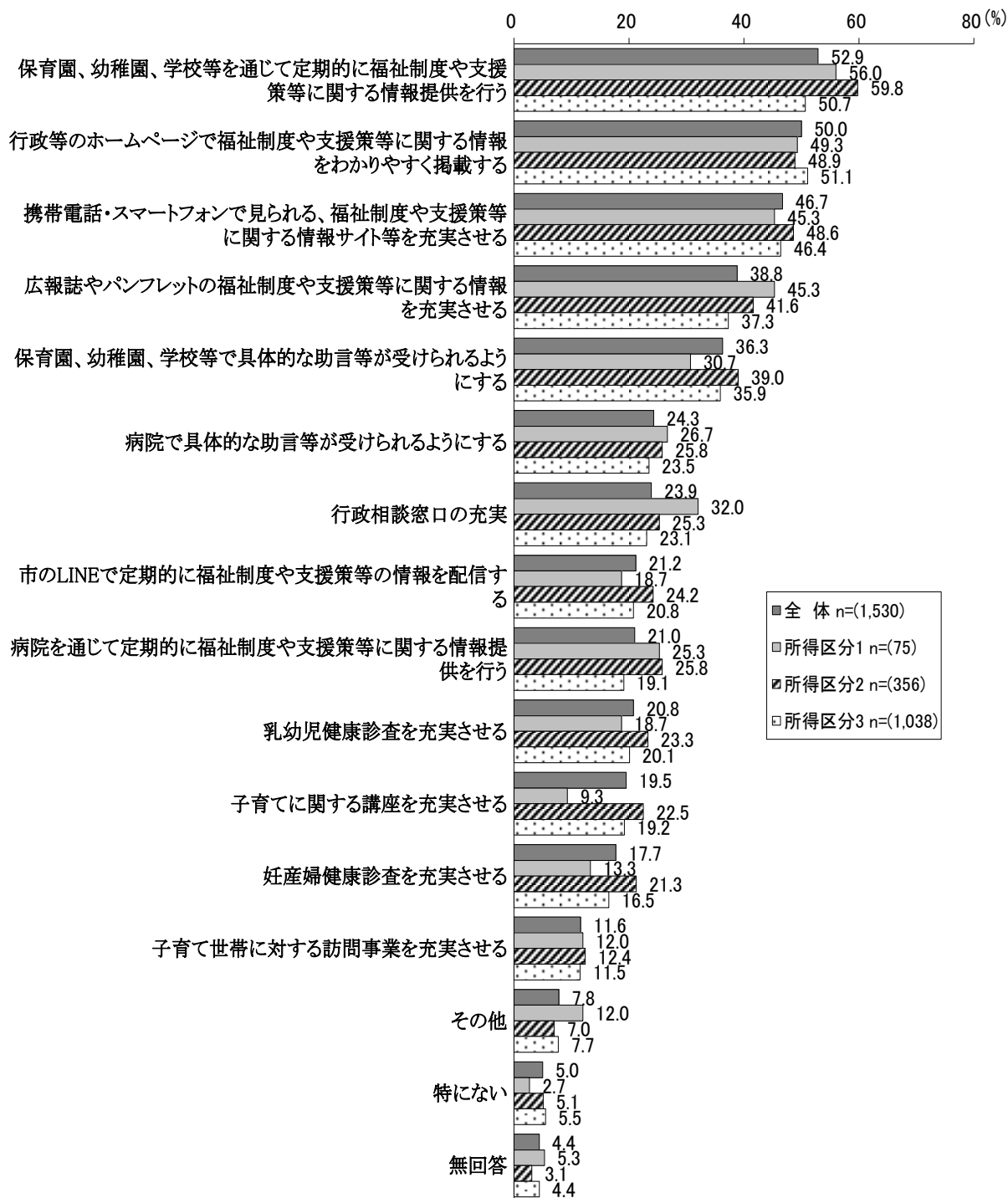


市の子育て支援等について、「所得区分1」の家庭では「利用している、利用したことがある」は、〈公的機関窓口（市役所、福祉事務所、児童相談所等）での相談〉（25.3%）のほか、手当等の利用経験が高くなっている。具体的には、〈児童扶養手当〉（58.7%）、〈特別児童扶養手当〉（12.0%）、〈小中学校の就学援助〉（52.0%）、〈高等学校等就学援助金（市の援助制度）〉（24.0%）、〈高等学校等就学支援金（授業料の補助制度）〉（25.3%）、〈保育園や幼稚園の利用料の減額や免除〉（38.7%）、〈住宅を探したり、住宅費を軽減される援助〉（16.0%）、〈生活困窮者やひとり親家庭への就職サポート（就労相談、職業訓練のための給付金等）〉（10.7%）などとなっている。一方、〈無料または低料金で利用できる家庭教師、学習支援〉は「制度を知らない」（73.3%）が多く、必要な家庭への周知が課題となっていることが分かる。（問50）

必要としている支援・重要だと思う支援について、「所得区分1」の家庭では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」（80.0%）が8割となっており、他の所得区分と比べても高くなっている。また、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」（29.3%）、「一時的に必要となる資金を借りられること」（22.7%）、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」（22.7%）なども他の所得区分と比べて高くなっている。ひとり親家庭でも「所得区分1」の家庭と同様の傾向がみられる。（問51）



必要な支援を受けられるようにするために重要なことについて、「所得区分1」の家庭では他の所得区分と同様、「保育園、幼稚園、学校等を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う」、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」が上位に挙がっている。そのほか、「広報誌やパンフレットの福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる」(45.3%)、「行政相談窓口の充実」(32.0%)などが他の所得区分と比べて高くなっている。ひとり親家庭でも「所得区分1」の家庭と同様の傾向がみられる。(問52)



鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査

報告書【概要版】

平成30年3月

鎌倉市

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

こどもみらい部こども相談課

電話：0467-23-3000（代表）